持続的物流体制構築検討事業委託業務企画提案指示書

1 委託事業名

持続的物流体制構築検討事業委託業務

2 業務の目的

本道の物流においては、激甚化・頻発化する大規模自然災害、トラック運転手の働き 方改革、新幹線札幌延伸に伴う青函共用走行区間の高速化及び並行在来線の経営分離な ど、様々な取り巻く環境による輸送手段への影響が懸念されている。一方で、将来的な 人口減少や産業構造の変化などにより、輸送貨物量、輸送品目、発着地などの輸送形態 も変化していくことが想定される。

そのため、安定的かつ持続的な物流の維持・確保に向けては、輸送手段における制約への対応方策の検討とともに、将来的な物流をめぐる情勢を見通し、需要や供給などの面から貨物の状況を把握した上で、その状況に適した輸送体制の確保が必要なことから、本調査では、ゼロカーボン北海道の視点などを加味した将来的な貨物動向のシナリオを設定し、北海道と本州間の将来の貨物量の動向を推計するとともに、将来貨物量を踏まえ、鉄道貨物輸送、海上輸送、トラック輸送など各輸送モードにおける対応策及び実現する上での課題について整理する。

3 業務の内容

(1) 将来的な貨物動向の推計に必要な基礎データの収集・整理

各産業における今後の需要や生産体制など、将来的な貨物動向の推計にあたり、影響の要因となる情報について、関係計画等や関係者のヒアリングにより把握する。

• 文献等調査

品目別等の将来的な貨物動向の推計に必要な各種統計情報や、関連計画・関連情報等の文献を収集・分析する。

関連計画・関連情報等については、中長期的な視点で整理している計画や道内における企業立地の動向、全国的な産業の動向、次世代エネルギー等の進展などの関連情報を想定している。

・ヒアリング調査

貨物の動向、運送体制の動向、インフラ整備の動向をそれぞれ把握するため、荷主関係者、輸送事業関係者、インフラ整備関係者等に対してヒアリング調査を行う。

ヒアリング対象の選定及びヒアリング項目の設定にあたっては業務担当員と協議する こと。

(2) 北海道-本州間の将来的な貨物動向の推計

産業構造の変化などの前提条件等を整理した上で、将来的な貨物動向の推計を行うシナリオを検討し、そのシナリオに対応した今後の貨物量を推計する。

・シナリオの設定

文献等調査やヒアリング調査で得られた各産業における今後の需要や生産体制の変化などとともに、輸送モードの展望を踏まえて将来想定される貨物動向のシナリオを設定する。

設定するシナリオは3~5パターン程度を想定している。

・ 将来的な貨物動向の推計

設定したシナリオに沿って各種統計調査をベースに、文献等調査やヒアリング調査から得られた将来動向の影響要因を加味し、「移出・移入別」、「品目別」、「方面別(発地・着地)」「輸送モード別(鉄道・トラック・船舶・航空)」等により将来の貨物量の推計を行う。

なお、推計を行う目標年次は、① 2030年(北海道新幹線札幌延伸、北海道交通政策総合指針目標年次)、② 2040年(生産年齢人口の大幅な減少・高齢者人口のピーク)、③ 2050年(カーボンニュートラルの実現目標年次)を想定している。

(3) 各輸送モードにおける今後の対応策等の整理

推計結果で得られた将来動向を踏まえ、各輸送モードにおける円滑な輸送の実現に向けて、各輸送モードの機能の維持・強化に向けた取組やインフラ整備などの必要な対応 策及び実現する上での課題について整理を行う。

(4) 事業結果の取りまとめ

事業の実施結果をまとめた報告書を作成する。

なお、報告書は、紙媒体(A4版)1部、電子媒体(CD-R 又はDVD-R)1部とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和5年(2023年)3月24日(金)まで

5 予算上限額 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

9,768 千円

6 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。

7 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を、別紙「持続的物流体制構築検討事業委託業務企画提案書作成要領」に基づき A4 判縦長で作成し、必要部数を提出すること。

企画提案書はコピーが可能な用紙を使用し、丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。

8 提出期限

令和4年(2022年)9月26日(月)15:00(必着)

9 提出場所

北海道総合政策部交通政策局交通企画課物流班(担当:柳原·柏崎) 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 011-231-4111 (内線23-780) 011-204-5796 (直通)

10 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (3) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加の意思がないものとみなす。
- (4)審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する企画提案者名(A社、B社等)により行うものとする。